

2004.6.25
No.821
お知らせ版

私が学んできたこと

私の原点は、むらのお寺ではじめられた識字学級です。

私は中学生のとき、母と一緒に通っていました。

私のむらでは子どもたちが母や祖母と参加していました。

解放子ども会の原型でしょう。

子どもたちは母親の学ぶ姿を見て、その姿を胸に刻み、

それぞれしっかり学んでいき、しっかり育ち、しっかり

生きるようになりました。

ここで「部落の子」だということを知りました。

差別への怒りを覚え、差別とたたかう力を身につけてい

きました。

7月は 同和問題啓発強調月間 です。

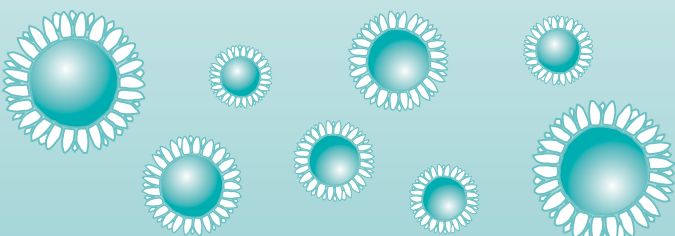
街頭啓発

とき 7月1日(木) 午後5時~
ところ JR遠賀川駅、ゆめタウン、ロチャース
内容 啓発のチラシ配布、宣伝カーでの啓発

同和問題講演会

「つよくなあれ」

とき 7月8日(木)
午後6時~7時30分
ところ 遠賀町中央公民館
講師 河西 千津美さん
(川崎町立同和保育所 保育士)



遠賀郡は市になるのか？

いよいよ大詰め！ 芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町合併協議会

昨年7月1日に発足し、まもなく1年を迎える芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町合併協議会。6月9日に第18回の合併協議会が行なわれ、現時点で合併協定項目の49項目のうち33項目の協議が決定されました。協議が難航し、当初の予定に遅れはあるものの、合併協議はそろそろ終盤を迎えようとしています。協議はどこまで進んだのか。新市の名称や新市庁舎の位置はどうなったのか。現在までの協議会の決定を振り返ってみましょう。

これまでの主な協定 項目決定内容 「抜粋」

協定項目1 合併の方式

芦屋町、水巻町、岡垣町及び遠賀町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

協定項目2 合併の期日

平成17年3月31日を目標とし、具体的な期日については、協議会における審議の状況、当該法改正の動向等を照らしあわせ別途定める。

協定項目4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、岡垣町野間一丁目1番1号（現岡垣町役場）とする。

将来的な事務所については、市町村の合併の特例に関する法律に基づく地方債の適用期限内に新市の財政状況を鑑みて、新たに建設、又は増改築により建設する。この際の位置については新市において決定する。

協定項目6 議会議員の定数及び任期の取扱い

芦屋町、水巻町、岡垣町及び遠賀町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成19年3月31日までの間引き続き新市の議会議員として在任する。在任後

の新市の議会議員の定数は30人とし、選挙区は設置しない。

協定項目9 一般職職員の身分の取扱い

芦屋町、水巻町、岡垣町及び遠賀町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一する。

職員の給与については、人事管理及び処遇の適正化の観点から基準を統一する。なお、現職員については、現給を保障する。

その他、任用及び昇格基準の統一、諸手当等の取扱いについては、合併時に統一する。

協定項目11 特別職の身分の取扱い

市長、助役、収入役及び教育長の任期等については法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の類似団体の例をもとに合併時までに調整する。

市議会議員及び農業委員会の委員の報酬の額については、現行報酬額及び同規模の類似団体の例をもとに合併時までに調整する。ただし、在任期中の報酬については、現行の報酬の平均額を超えない範囲で調整する。

教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の類似団体の例をもとに合併時までに調整する。

その他の条例で定める特別職の職員については、4町すべてに設置されていて、消防団を含む新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。また、委員数、任期、報酬額等は現行の制度及び現行の業務及び同規模類似団体に照らし合わせて合併時までに調整する。

4町のうちいずれかに設置されているものは、合併時までに調整する。



合併協議会合併協定項目協議状況一覧表

第18回協議会(平成16年6月9日)現在

合併協定項目	決定	協議中	未協議
基本的事項			
1 合併の方式			
2 合併の期日			
3 新市の名称			
4 新市の事務所の位置			
5 財産(債務を含む)及び公の施設の取扱い			
合併特例法による協議事項			
6 議会議員の定数及び任期の取扱い			
7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い			
8 地方税の取扱い			
9 一般職職員の身分の取扱い			
10 地域審議会の取扱い			
自治体の運営に関する基本的な事項			
11 特別職の身分の取扱い			
12 条例・規則等の取扱い			
13 事務組織及び機構の取扱い			
14 一部事務組合等の取扱い			
15 使用料、手数料等の取扱い			
16 公共的団体等の取扱い(公社、公益等法人を含む)			
17 補助金、交付金等の取扱い			
18 町名・字名の取扱い			
19 慣行の取扱い			
20 支所又は出張所の位置、名称及び所管地域			
事務事業一元化に係わる事項			
21 広報公聴事業の取扱い			
22 国際交流事業、親善都市の取扱い			
23 行政区の取扱い			
24 コミュニティ施策の取扱い			
25 消防防災、防犯事業の取扱い(消防団を含む)			
26 上水道事業の取扱い			
27 下水道(生活排水・し尿処理)事業の取扱い			
28 障害者福祉事業の取扱い			
事務事業一元化に係わる事項			
29 児童・母子福祉事業の取扱い			
30 保育事業の取扱い			
31 高齢者福祉事業の取扱い			
32 国民健康保険事業の取扱い			
33 介護保険事業の取扱い			
34 保健・医療事業の取扱い			
35 生活保護事業の取扱い			
36 都市計画関係事業の取扱い			
37 農林水産関係事業の取扱い			
38 商工・観光関係事業の取扱い			
39 建設関係事業の取扱い			
40 環境対策事業の取扱い			
41 学校教育事業・通学区域の取扱い			
42 社会教育事業の取扱い			
43 人権・同和対策事業の取扱い			
44 電算システム関係の取扱い			
独自の事業に係わる事項			
45 病院事業の取扱い			
46 競艇事業の取扱い			
47 国民宿舎事業の取扱い			
48 霊園事業の取扱い			
49 新市建設計画			

協定項目20 支所又は出張所の位置、名称及び所管地域

支所及び出張所は、現在の庁舎及び出張所を活用し、その位置とする。

支所については、各町名を支所の名称とし、各町区域を所管区域とする。

出張所については、現行通りとする。

支所の機能については、新市に期待される合併効果をあげるために、住民に分かりやすく、利用しやすい機能とし、効率的・効果的な行政運営を担うにふさわしい機能とする。

能とする。

協定項目23 行政区の取扱い

行政区(自治会)の区域、名称は、現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する名称については、行政区民の意向を尊重し調整する。

行政区(自治会)の呼称については、自治区とし、行政連絡事務を委託方式に統合する。また、区長会等連絡機構は、新市において組織する。

協定項目29 児童・母子福祉事業の取扱い

国・県の制度に基づく手当関係事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、児童扶養手当については、児童扶養手当法第4条第1項の規定に基づき県から事務を移管し、新市において実施する。

単独事業については、現金給付制度を合併時に廃止する方向で調整する。

各種子育て支援事業においては、合併時に再編し、児童福祉の充実を図る。

協定項目45 病院事業の取扱い

協定項目46 競艇事業の取扱い

協定項目47 国民宿舎事業の取扱い

協定項目48 霊園事業の取扱い
(協定項目45、48)
新市に引き継ぐ。

ただいま継続協議中

協定項目3 新市の名称

小委員会において協議を進めてきた「新市の名称」については皆

さんから名称を募集して、その中から決定することになりました。

その結果、583点の応募の中から小委員会で最終的に次の5点に絞られました。

あみお市(あみおし)
おんが市(おんがし)

遠賀市(おんがし)
西芦屋市(にしあしやし)

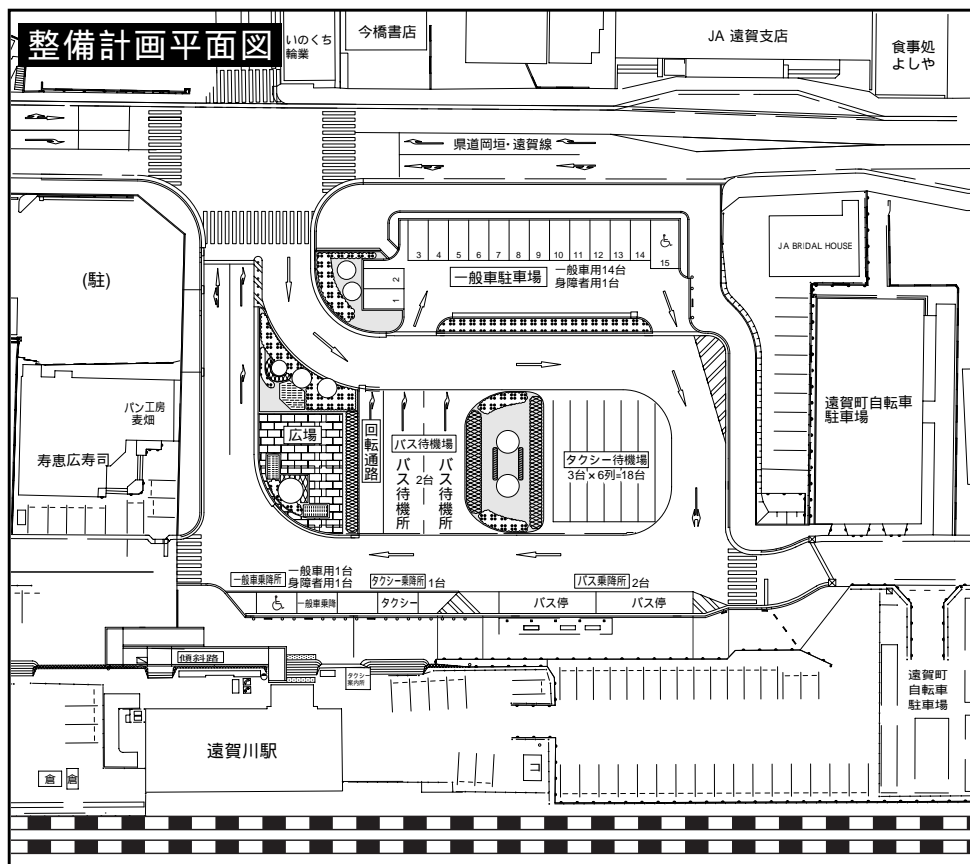
ひびき野市(ひびきのし)

この中から、6月23日開催の協議会で最終的に新市の名称を決定する予定となっています。

問い合わせ 企画調整係

JR遠賀川駅前広場の整備計画がまとまりました。

駅前広場は交通混雑が激しく、利用する皆さんにご迷惑をお掛けしていましたが、計画では歩道と車道の分離や駐車場、バス停など交通拠点としての整備を進めていきます。詳細は左図のとおりです。



昨年9月25日号の広報で意見の募集（パブリックコメント）を行なったところ、皆さんから多数のご意見をいただきました。ご協力ありがとうございます。都市計画係では、皆さんの意見を受けて関係機関と協議調整を行ない整備計画をまとめました。

なお、代表的な意見は次のとおりでした。



意見 広場駐車場に長時間駐車ができるようにしてほしい。

回答 駐車場は、長時間駐車が可能なものとして15台分の駐車スペースを確保します。利用については、送迎などの一時的利用が前提となります。なお、管理についてはJRと協議中です。

意見 広場に交番を移設してほしい。

回答 警察署に交番の移設をお願いしています。17年度を目処に移設してもらう予定です。

意見 広場だけでなく、遠賀川駅舎を含めた改修してほしい。

回答 JRに確認した結果、駅舎の大規模な改築もしくは新築の

予定はないようですが、駅構内については、平成17年度にバリアフリー法に基づくエレベーターなどを設置する予定です。町としては、引き続き駅の整備をJRに要請していきます。

意見 広場に公衆トイレを設置してほしい。

回答 交番の移設と併せて17年度を目処に設置予定です。

意見 町の顔である個性的な駅前広場として整備してほしい。

回答 町の木である「モクセイ」を新たに植栽し、人々が交流でき、リラクセスできる空間としての広場の整備を進めます。町の顔として住民の皆さんに快適に利用していただけるよう、整備後も清潔で美しく心地よい駅前広場の維持管理を徹底します。



問い合わせ 都市計画係

シリウス先生の英会話教室 ~ Summer Lesson ~

無料英会話教室（全18クラス）を行ないます。楽しく英会話を学んでみませんか？

と き	午前の部 午前10時～11時30分	午後の部 午後2時～3時30分	夜の部 午後7時～8時30分
7月20日(火)～23日(金) [全3回]	初級クラス	中級クラス	中級クラス
7月26日(月)～30日(金) [全4回]	初級クラス	初級クラス	中級クラス
8月 2日(月)～ 6日(金) [全4回]	初級クラス	中級クラス	中級クラス
8月16日(月)～20日(金) [全4回]	初級クラス	初級クラス	中級クラス
8月23日(月)～27日(金) [全4回]	初級クラス	中級クラス	中級クラス
7月21日(水)・28日(水) 8月 4日(水)・11日(水) 18日(水)・25日(水) [全6回]	初級クラス	中級クラス	中級クラス



～ は水曜日がお休みです。
ところ ～ 遠賀コミュニティーセンター
遠賀町中央公民館

対 象 町内に住んでいるかまたは働いている人
費 用 無料
定 員 各回20人（先着順）
受付期間 6月28日（月）～7月12日（月）
（土・日曜日は除く）
申し込み・問い合わせ 社会教育係



絵本の読み聞かせ講座受講生募集

毎年好評のこの講座。3回目の今年は、乳幼児から小学校低学年までの子どもへ読み聞かせをするための講座を行ないます。皆さんの参加をお待ちしています。

とき・内容	内 容
9月 3日(金)	手遊び・わらべうたなど(PART1)
9月17日(金)	手遊び・わらべうたなど(PART2)
10月 1日(金)	読み語りをするときのポイント
10月15日(金)	大人の言葉を聞けるこどもを育てよう
10月29日(金)	おはなしを楽しくする小道具作り
11月 5日(金)	絵本の読み語り実習・発表会

いずれも午前10時30分～正午

ところ 遠賀町立図書館 多目的室

講 師

- ～ 矢野 郁子さん（レクリエーションコーディネーター、保育士）
- ～ 富原美智子さん（福岡おはなしの会）

費 用 無料

定 員 30人（先着順）すべての講座に出席できる人

その他 託児あります（要予約）

受付期間 7月6日（火）～7月30日（金）

申し込み 図書館にある申込み用紙に記入してください。

問い合わせ 遠賀町立図書館 ☎（293）9090



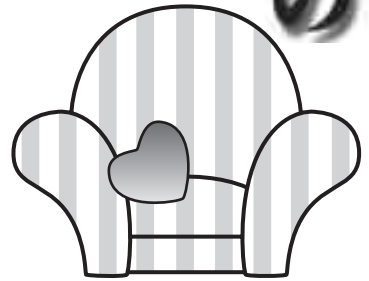
7月1日から 介護保険住宅改修費等の申請方法が変わります

介護保険による住宅改修費の申請方法のうち、償還払いについては改修工事が終わった後に支給申請を受け付けていましたが、工事内容が対象外で支給できないというケースもあるため、工事を始める前に申請及び承認を受けた後、着工してもらうように変更します。

住宅改修を予定している人は担当のケアマネージャーにご相談ください。また、ポータブルトイレなどの福祉用具購入費の申請には、購入した用具の写真添付が必要となります。

と き 7月1日（木）～
問 合 せ 高齢・障害者係
または福岡県介護保険広域連合遠賀支部
☎（291）5266

くらしの Living Information 情報報

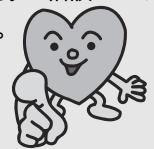


役場 ☎293-1234

～あなたの愛を分けてください～ 献血車がまいます

とき 7月5日(月)
午前10時～午後4時
(正午から午後1時までは休憩)
ところ 遠賀町役場玄関前
献血の種類 200ml・400ml
対象 16歳から69歳までの人
65歳以上の方は60歳から64歳までに献血経験がある人
体重が男性45kg、女性40kg以上の人
通知希望者に生化学検査、血球計数検査を送付します。
骨髄バンク登録の相談コーナーもあります。

問い合わせ
健康対策係



ひとのうごき

世帯数	人口
6,847 (+5)	19,749 (-28)
男.....9,387	女... 10,362
転入..... 39	転出..... 60
出生..... 7	死亡..... 14
平成16年5月末現在()は前月比	



わんぱく教室 テーマ=七夕まつり

とき 7月6日(火)

午前10時～11時30分

「受付」午前9時30分～10時

対象 町内に住んでいる生後4か月から就学前までの乳幼児と保護者

ところ

遠賀コミュニティセンター

内容 七夕まつり～願いをこめて笹の葉を飾りましょう

子育て応援します わらびい相談

とき 7月7日(水)

午前9時30分～11時

ところ

子育て相談室わらびい

(遠賀町中央公民館横)

内容

保健師による相談 身体測定

持ってくるもの

母子健康手帳、バスタオル

問い合わせ 民生児童係

9か月児健康診査

とき 7月8日(木)

「受付」

前半 午後1時～1時10分
後半 午後1時40分～1時50分
ところ 遠賀町中央公民館
対象 平成15年9月1日から10月31日までに生まれた乳児
対象者に通知します

内容

医師による診察、身体測定、保健師・栄養士・歯科衛生士による健康相談、歯科集団指導

当日は図書館係による、ブックスタートも行ないます。

持ってくるもの

母子健康手帳、バスタオル、健康診査票、アンケート

費用 無料

問い合わせ 民生児童係

すくすくひろば すくすくピクス

赤ちゃん・お子さんと一緒にアロピクス。親子でふれあいが楽しく身体を動かして、ママも

リフレッシュしましょう！

とき 7月16日(金)

「受付」午前9時30分～10時

ところ 遠賀体育センター

対象 生後2か月から就学前までの乳幼児と保護者

内容 エアロピクス、保健師による健康相談など

持ってくるもの 室内用運動靴、タオル、お茶、大きめのバスタオル、着替え

費用 無料

問い合わせ 民生児童係

親子料理教室

とき

7月22日(木)

午前9時30分

ところ 遠賀町中央公民館

対象 小学生とその保護者

費用 1人100円

持ってくるもの エプロン

定員 15組(先着順)

ニユースポーツ体験教室

申し込み期間 6月28日(月)～7月9日(金)
健康対策係に電話で申し込んでください。
問い合わせ 健康対策係

はじめての人でも簡単にできるニユースポーツを紹介します。

とき・ところ

7月14日(水)

浅木小学校体育館

7月15日(木)

広渡小学校体育館

7月16日(金)

島門小学校体育館

(いずれも午後7時30分～9時)

内容

ビーチボールバレー、ペタンク

など

対象

町内に住んでいるかまたは働いている人



今年も伝統芸能部会の発表会が行なわれます。皆さんお誘い合わせのうえご来場ください。

とき 7月4日(日)
 「開場」 午前10時
 「開演」 午前10時30分
 ところ 遠賀町中央公民館

唄の部
 日本民謡益弥会、民謡太鼓の会、関心流遠賀詩吟同好会、みさき会、民謡教室、太鼓みさき会、尺八同好会、民謡若宮会遠賀支部、浅木三味線の会、聖峰会(老良)

踊の部
 勘みほ会、和の会、英流旗重の会、西川流昌舞会、藤扇流五月会、智賀聖規会、老良英教室



第9回 遠賀町文化協会 伝統芸能まつり

申し込み
 当日会場で受け付けます(校区などの割り振りはありませんので、都合のよい日に直接会場まで来てください)
 問い合わせ
 遠賀コミュニティセンター
 ☎(293) 65255
 とき 7月11日(日)午前9時～

ところ 水巻町民プール
 参加資格 遠賀郡内に住んでいるアマチュア競技者
 本大会は県民体育大会の選手選出予選会となっております。
 問い合わせ 遠賀町体育協会
 (遠賀体育センター内)
 ☎(293) 5434
 とき 8月1日(日)～平成17

年3月20日(日)
 (毎月第1・第3日曜日)
 午後1時～3時
 ところ 遠賀町中央公民館
 対象
 小学1年生～中学3年生
 (保護者同伴可)
 定員 20人
 費用 無料(花材費500円程度別途必要)
 講師
 専正池坊 遠賀支部理事
 半田 信峰さん

小学校3年生まで 児童手当を延長します

法改正により、平成16年4月1日から児童手当制度の支給対象年齢が下記のとおり変わりました。なお、新たに児童手当などを受給する場合は手続きが必要です。

現在児童手当を受給している場合は額改定請求などが必要です。

児童手当支給対象

変更前 小学校就学前
 (6歳になった年度末まで)
 変更後 小学校3年生修了時
 (9歳になった年度末まで)

問い合わせ
 民生児童係



とき 7月14日(水)
 午後1時～4時
 ところ 水巻町いきいきほーる
 対象 高齢者の生活や介護に関心のある人または介護サービス事業所などで働いている人
 内容 講話、グループ討議
 締め切り 7月7日(水)

遠賀中間地域ケア研究会



申し込み・問い合わせ
 半田さん
 ☎093(245) 0579(昼)
 ☎(293) 4525(夜)

申し込み・問い合わせ
 遠賀保健福祉環境事務所
 ☎093(201) 4162

自衛官採用試験説明会
 とき・ところ
 7月14日(水)
 八幡西市民センター
 7月15日(木)
 中間八一モニーホール
 7月20日(火)
 遠賀コミュニティセンター
 (いずれも午後5時～7時30分)
 募集種目
 一般曹候補生、曹候補士、二等陸海空士、航空学生
 問い合わせ
 芦屋募集事務所
 ☎093(223) 0981

芸能訪問

と き 7月21日(水)
午前11時～11時50分
出 演 旗重の会、民謡太鼓の会、
若宮会遠賀支部、尺八同好会

音楽訪問

と き 7月28日(水)
午前11時～11時50分
出 演 あじさいカラオケ同好会

芸能・音楽訪問とも参加や観覧は無料ですが、入館料が必要です。

お知らせ

入浴時間を午後8時
まで延長しています



ふれあいの里のお風呂・サウナで汗を流してリフレッシュしませんか。皆さんの来館をお待ちしています。(休憩室、トレーニングルームも利用できます)

と き 平成17年3月31日まで
午前9時30分～午後8時

問い合わせ ふれあいの里センター
☎(293)2030

お詫びと訂正

広報おんが6月10日号に掲載の記事に誤りがありました。お詫びして訂正します。

P.19 遠賀町職員採用試験の対象

誤 昭和60年4月1日までに生まれた人
正 昭和61年4月1日までに生まれた人

Happy Birthday

おたんじょうび おめでとう



遠賀町の
ホームページアドレス
<http://www.town.onaga.fukuoka.jp>

平成14年6月11日生

白井 (しらい) 遥ちゃん (はるかちゃん) (松の本)

2歳の誕生日おめでとう!!
健康な子に育ってね。

平成15年6月14日生

濱崎 (はまさき) 夢叶ちゃん (あすかちゃん) (広渡)

いっぱい一緒に遊ぼうね!!

Happy Birthday 募集

このコーナーでは、誕生日を迎える3歳までのお子さんを募集しています。掲載を希望する広報発行日の25日前までに企画課企画調整係に連絡してください。

家屋の全棟調査の お知らせ



遠賀町では、平成16年7月から平成17年12月まで、町内のすべての家屋を対象に「全棟調査」を実施します。

この調査は、家屋の所有者、構造、床面積、増築及び取り壊し等の確認をして、固定資産家屋課税台帳の整備を図り、公平かつ適正な課税をするために行なうものです。

なお、この調査結果に基づいた適正課税は平成18年度からとします。また、課税建物のうち、平成16年1月1日以前に解体されたものについては、税額の還付対象となります。

平成16年度は、下記の日程で一次調査を行ないます。調査が完了したら、全棟調査結果のお知らせと「調査済証」のシールをお渡しします。平成17年度は二次調査(未評価家屋などの評価)を行ないます。ご協力をお願いします。

【一次調査の内容】

課税対象となる全家屋に、遠賀町が委託した調査員が伺い、家屋を外観から調査し、課税資料との照合を行ないます。調査では、必要に応じて敷地内への立ち入りや外周を計測させていただくことがあります。(その時は、必ず声をおかけします)

お留守のお宅には、日を改めて伺います。外観調査により建物と課税資料が一致する場合は、立ち会わなくても、調査が終了する場合があります。

増築などが確認された場合には、平成17年度に再度伺います。

家屋によっては、所有者や建築年をお尋ねすることがあります。

一次調査は、月曜日から金曜日まで(祭日を除く)の午前9時から午後5時までに行ないます。

【平成16年度地区別調査予定】

地区	調査期間
島津、若松、鬼津	7月初旬～中旬
尾崎、田園北、田園南	7月中旬～下旬
別府、今古賀	7月下旬～8月中旬
上別府、虫生津、若葉台、緑ヶ丘、芙蓉	8月中旬～下旬
浅木、東和苑、木守、老良	8月下旬～9月中旬
広渡、旧俣、遠賀川、新町、中央	9月中旬～10月初旬
松の本	10月初旬～中旬
補足調査期間	10月中旬～

調査期間は、天候などで前後することがあります。

お伺いする調査員は、「遠賀町」の腕章をつけ、身分証明書を携帯しております。もし不審に思われた時は、身分証明書の提示を求めらるか、または税務課に至急ご連絡ください。



問い合わせ 税務課 固定資産税係